

平成25年 3月 5日

お客様各位

しまなみ信用金庫
理事長 出雲 智

「中小企業金融円滑化法」期限到来後のお客様への対応について

平成25年3月末をもって、中小企業金融円滑化法の最終期限が到来いたします。

当金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様への対応はこれまでと変わらず、きめ細やかにご相談に応じてまいります。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご返済条件の変更等のお申出に対しては、真摯かつ迅速に取り組む等、従来からの対応に変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給により支援を継続してまいります。
2. 当金庫は、お客様からの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様が抱える問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客様の経営課題に応じた解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
4. 当金庫は、住宅ローンをご利用のお客様から貸付条件変更のご相談があった場合は、お客様が現在おかれている状況や抱えている問題を十分に把握したうえで、きめ細やかにご相談に応じてまいります。

【金融円滑化等のご相談受付窓口について】

1. 金融円滑化ご相談窓口

開設場所 : お取引店舗
受付時間 : 平日 午前9時から午後3時

2. 金融円滑化フリーコール

担当部署 : リスク管理部
受付電話 : 0120-77-4073 (フリーコール)
メール受付 : s1756008@facetoface.ne.jp
受付時間 : 午前9時から午後5時
(土・日・祝日・12月31日から1月3日を除く)